厚生労働省
福島労働局

Press Release

厚生労働省福島労働局発表
令和3年1月15日（金）

担当	【照会先】 福島労働局職業安定部職業対策課 課長 宇佐見 晃 課長補佐 佐藤 道夫 地方障害者雇用担当官 坂内 隆 TEL 024(529)5463 FAX 024(536)4211

障害者雇用状況の集計結果
（令和2年6月1日現在）

～ 県内の民間企業に雇用されている障害者数は5,170.5人と過去最高を更新 ～

福島労働局では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、県内に本社機能を有する企業のうち常用労働者45.5人以上の規模の障害者を雇用する義務のある事業主などから、令和2年6月1日現在における障害者(身体障害者、知的障害者及び精神障害者)の雇用状況の報告を求め、集計結果を取りまとめましたので公表いたします。

なお、福島労働局及び県内ハローワークでは、今後も引き続きチーム支援を中心とした手厚い就職支援のほか、「障害者就職面接会」等の開催によるマッチングの推進、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」及び「精神・発達障害者雇用促進セミナー」の実施、更には、今年度創設された障害者雇用優良中小事業主認定制度「もにす認定企業」の積極的周知広報・認定企業拡大を行うことにより、企業の障害者雇用意欲を喚起し、更なる雇用の促進と定着支援を図って参ります。

【集計結果の主なポイント】

〈民間企業〉（法定雇用率2.2%）

【第1、2、3表】

- 雇用障害者数は5,170.5人と過去最高を更新（前年比44.5人増）
- 実雇用率は2.16%(同0.05ポイント上昇）※全国平均2.15%（同0.04ポイント上昇）
- 法定雇用率達成企業の割合は55.7%(同1.0ポイント上昇） ※全国平均48.6%（同0.6ポイント上昇）
- 福島県における実雇用率上位10企業 【第4表】

〈公的機関〉（法定雇用率2.5% 都道府県教育委員会は2.4%）

【第5、6、7、8表】

・福島県知事部局等：(4機関)	雇用障害者数	181.0人	実雇用率	2.63%(同0.09ﾎﾟｲﾝﾄ下降)
・福島県教育委員会：	雇用障害者数	234.0人	実雇用率	1.93%(同0.02ﾎﾟｲﾝﾄ上昇)
・市町村等 ：(77機関)	雇用障害者数	455.5人	実雇用率	2.07%(同0.04ﾎﾟｲﾝﾄ下降)

障害者の雇用状況の推移（福島県）
（令和２年6月1日現在）

福島労働局職業安定部職業対策課

1　民間企業における雇用状況

【第１表　年度別障害者の雇用状況】　（各年6月1日現在）

項目／地域	年度	対象企業数	法定雇用障害者の算定の基礎となる対象常用労働者数（人）	障害者数（人）	実雇用率（%）	雇用率達成企業の割合（%）
福島県	27	1,308	230,986.0	4,244.5	1.84	50.5
	28	1,319	234,638.5	4,456.0	1.90	53.6
	29	1,326	237,544.0	4,623.0	1.95	55.7
	30	1,425	242,103.0	4,949.5	2.04	53.1
	元	1,464	243,013.5	5,126.0	2.11	54.7
	02	**1,456**	**239,887.5**	**5,170.5**	**2.16**	**55.7**

（参考）

項目／地域	年度	対象企業数	法定雇用障害者の算定の基礎となる対象常用労働者数（人）	障害者数（人）	実雇用率（%）	雇用率達成企業の割合（%）
全国	27	87,935	24,122,923.0	453,133.5	1.88	47.2
	28	89,359	24,650,200.5	474,374.0	1.92	48.8
	29	91,024	25,204,720.0	495,795.0	1.97	50.0
	30	100,586	26,104,834.5	534,769.5	2.05	45.9
	元	101,889	26,585,858.0	560,608.5	2.11	48.0
	02	102,698	26,866,997.0	578,292.0	2.15	48.6

【第２表　年度別・規模別障害者実雇用率の推移】　（各年6月1日現在）

年度／規模（人）	福島県											
	30				元				02			
	法定雇用障害者の算定の基礎となる対象労働者数（人）	障害者数（人）	実雇用率（%）	雇用率達成企業割合（%）	法定雇用障害者の算定の基礎となる対象労働者数（人）	障害者数（人）	実雇用率（%）	雇用率達成企業割合（%）	法定雇用障害者の算定の基礎となる対象労働者数（人）	障害者数（人）	実雇用率（%）	雇用率達成企業割合（%）
45.5～100人未満	52,174.5	772.5	1.48	50.9	53,887.5	857.0	1.59	52.1	57,638.5	956.5	1.66	54.2
100～300人未満	73,815.5	1,532.0	2.08	57.4	75,026.5	1,603.5	2.14	60.9	74,612.5	1,608.5	2.16	58.3
300～500人未満	28,101.5	556.0	1.98	53.1	26,667.0	527.0	1.98	49.4	27,359.0	584.5	2.14	56.2
500～1000人未満	27,500.5	596.0	2.17	42.2	26,850.0	606.5	2.26	43.2	23,781.5	521.0	2.19	57.1
1000～	60,511.0	1,493.0	2.47	59.3	60,582.5	1,532.0	2.53	55.2	56,496.0	1,500.0	2.66	57.7
計	242,103.0	4,949.5	2.04	53.1	243,013.5	5,126.0	2.11	54.7	239,887.5	5,170.5	2.16	55.7

（注）1　常用雇用重度身体・知的障害者はダブルカウント、短時間労働の身体・知的・精神障害者は0.5カウントとしている。
2　対象企業は平成24年まで56人以上、平成25年から平成29年度は50人以上、平成30年度より45.5人以上規模となっている。
3　平成30年度より精神障害者である短時間労働者であって、「雇入れから3年以内の方」又は「精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方」かつ「令和5年3月31日までに雇入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方」は、雇用率算定の際に対象者1人につき本来0.5カウントとしているところを、1.0カウントとして算定している。

【第３表　主な産業の年度別障害者実雇用率の推移】（令和２年６月１日現在）

福　島　県												
年度 / 産業	30				元				02			
	法定雇用障害者の算定の基礎となる対象労働者数（人）	障害者数（人）	実雇用率（%）	雇用率達成企業割合（%）	法定雇用障害者の算定の基礎となる対象労働者数（人）	障害者数（人）	実雇用率（%）	雇用率達成企業割合（%）	法定雇用障害者の算定の基礎となる対象労働者数（人）	障害者数（人）	実雇用率（%）	雇用率達成企業割合（%）
建設業	6,740.0	128.0	1.90	61.8	7,105.5	122.0	1.72	56.4	7,772.0	133.5	1.72	53.4
製造業	61,953.5	1,310.0	2.11	60.4	60,005.0	1,314.0	2.19	61.2	57,139.0	1,274.0	2.23	62.9
情報通信業、運輸業、郵便業	13,629.5	239.5	1.76	51.7	13,941.5	253.0	1.81	50.4	14,214.5	281.5	1.98	54.1
卸売業・小売業、宿泊業、飲食サービス業	62,449.0	1,330.0	2.13	40.7	63,657.0	1,452.0	2.28	45.6	62,723.5	1,518.5	2.42	47.2
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	8,509.5	146.0	1.72	36.4	8,245.0	156.5	1.90	48.5	8,087.5	150.5	1.86	35.3
医療、福祉	46,911.5	1,002.5	2.14	57.0	48,129.0	1,039.0	2.16	59.1	49,013.5	1,064.0	2.17	59.8
教育、サービス業	40,677.5	767.0	1.89	49.0	40,597.0	761.0	1.87	50.4	39,576.0	722.0	1.82	52.4
その他	1,232.5	26.5	2.15	50.0	1,333.5	28.5	2.14	50.0	1,361.5	26.5	1.95	41.7
計	242,103.0	4,949.5	2.04	53.1	243,013.5	5,126.0	2.11	54.7	239,887.5	5,170.5	2.16	55.7

【第４表　障害者雇用状況報告に基づく福島県内実雇用率上位１０社】（令和２年６月１日現在）

企業名	業種名	所在地	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数（人）	実雇用率（%）
株式会社クラロン	繊維工業	福島市	123	35.77
社会福祉法人郡山コスモス会	社会福祉事業	郡山市	53	19.81
株式会社あいの里	社会福祉事業	郡山市	150	17.00
郡山観光交通株式会社	道路旅客運送業	郡山市	50	14.00
社会福祉法人ほっと記念福祉会	社会福祉事業	郡山市	104	13.46
株式会社サンエイ海苔	食料品製造業	相馬市	118	12.71
医療法人光麗会 介護老人保健施設　森の都	社会福祉事業	相馬市	46	10.87
クラブ自動車株式会社	道路旅客運送業	郡山市	56	10.71
会津天宝醸造株式会社	食料品製造業	会津若松市	89.5	10.06
マスキン青果株式会社	飲食料品卸売業	郡山市	48.5	9.28

２ 地方公共団体における雇用状況

【第５表　福島県知事部局等の雇用状況】（令和２年6月1日現在）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数（人）	②障害者の数（人）	③実雇用率(%)	④不足数（人）
福島県	5,983.0	158.5	2.65	0.0
福島県企業局	44.0	1.0	2.27	0.0
福島県病院局	243.5	6.0	2.46	0.0
福島県警察本部	609.5	15.5	2.54	0.0
合　　計	6,880.0	181.0	2.63	0.0

【第６表　福島県教育委員会の雇用状況】（令和２年6月1日現在）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数（人）	②障害者の数（人）	③実雇用率(%)	④不足数（人）
福島県教育委員会	12,138.5	234.0	1.93	57.0

【第７表　　県内の市町村機関における雇用状況】（各年6月1日現在）

年度	対象機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数（人）	障害者数（人）	実雇用率(%)	法定雇用率達成機関割合(%)
27	73	17,190.5	383.0	2.23	75.3
28	72	17,346.0	366.5	2.11	63.9
29	72	18,418.5	371.0	2.01	59.7
30	74	18,553.5	365.5	1.97	39.2
元	74	18,826.5	397.5	2.11	48.6
02	77	21,998.0	455.5	2.07	41.6

（注）1　常用雇用重度身体・知的障害者はダブルカウント、短時間労働の身体・知的・精神障害者は0.5カウントとしている。

2　対象機関は平成24年まで48人以上、平成25年から平成29年度は43.5人以上、平成30年度より40.0人以上規模となっている。

3　平成30年度より精神障害者である短時間労働者であって、「雇入れから3年以内の方」又は「精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方」かつ「令和5年3月31日までに雇入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方」は、雇用率算定の際に対象者1人につき本来0.5カウントとしているところを、1.0カウントとして算定している。

【第８表　市町村等の雇用状況】　（令和２年6月1日現在）

項目 / 市町村機関	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数（人）	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数（人）
福島市	1,913.0	42.0	2.20	5.0
福島市水道管理事業者	114.0	3.0	2.63	0.0
福島市教育委員会	584.5	15.0	2.57	0.0
伊達市	736.5	20.0	2.72	0.0
桑折町	111.5	0.0	0.00	2.0
国見町	102.5	0.0	0.00	2.0
国見町教育委員会	54.0	0.0	0.00	1.0
川俣町	97.0	3.0	3.09	0.0
公立藤田病院組合	247.5	4.0	1.62	2.0
いわき市	2,444.0	56.0	2.29	5.0
いわき市水道局	167.0	4.0	2.40	0.0
いわき市医療センター	704.0	19.0	2.70	0.0
いわき市教育委員会	322.5	7.5	2.33	0.5
会津若松市	1,146.0	27.0	2.36	1.0
磐梯町	95.5	1.0	1.05	1.0
猪苗代町	147.0	3.0	2.04	0.0
会津坂下町	95.0	3.0	3.16	0.0
柳津町	80.0	3.0	3.75	0.0
南会津町	198.0	2.0	1.01	2.0
金山町	73.0	0.0	0.00	1.0
下郷町	75.0	0.0	0.00	1.0
只見町	155.0	2.0	1.29	1.0
湯川村	43.5	0.0	0.00	1.0
会津美里町	207.0	5.0	2.42	0.0
昭和村	50.0	0.0	0.00	1.0
檜枝岐村	73.0	0.0	0.00	1.0
会津若松地方広域市町村圏整備組合	48.0	0.0	0.00	1.0
喜多方市	460.0	7.0	1.52	4.0
喜多方市教育委員会	54.0	2.0	3.70	0.0
西会津町	90.5	0.5	0.55	1.5
北塩原村	56.5	0.0	0.00	1.0
郡山市	2,796.0	71.0	2.54	0.0
田村市	392.5	9.0	2.29	0.0
田村市教育委員会	71.5	2.0	2.80	0.0
三春町	157.5	3.0	1.90	0.0
三春町教育委員会	82.0	1.0	1.22	1.0
小野町	120.0	3.0	2.50	0.0
公立小野町地方綜合病院企業団	77.0	2.0	2.60	0.0

項目 / 市町村機関	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数（人）	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数（人）
白河市	508.0	9.0	1.77	3.0
矢吹町	132.0	2.0	1.52	1.0
棚倉町	86.0	1.0	1.16	1.0
矢祭町	52.0	0.0	0.00	1.0
塙町	72.0	2.0	2.78	0.0
西郷村	127.5	2.0	1.57	1.0
泉崎村	100.5	4.0	3.98	0.0
中島村	56.0	0.0	0.00	1.0
鮫川村	91.0	0.5	0.55	1.5
須賀川市	644.5	15.0	2.33	1.0
須賀川市教育委員会	331.5	3.0	0.90	5.0
鏡石町	118.5	0.0	0.00	2.0
鏡石町教育委員会	52.0	2.0	3.85	0.0
石川町	149.0	8.0	5.37	0.0
浅川町	120.0	3.0	2.50	0.0
古殿町	106.0	2.0	1.89	0.0
天栄村	95.5	2.0	2.09	0.0
天栄村教育委員会	40.5	0.0	0.00	1.0
玉川村	64.0	2.0	3.13	0.0
平田村	76.0	2.0	2.63	0.0
公立岩瀬病院企業団	331.0	9.0	2.72	0.0
二本松市	618.5	11.0	1.78	4.0
二本松市教育委員会	132.5	2.0	1.51	1.0
本宮市	369.0	7.0	1.90	2.0
大玉村	135.0	1.0	0.74	2.0
相馬市	263.0	3.0	1.14	3.0
相馬市教育委員会	128.0	3.0	2.34	0.0
南相馬市	1,141.5	24.0	2.10	4.0
南相馬市教育委員会	224.0	3.0	1.34	2.0
新地町	122.0	0.0	0.00	3.0
飯舘村	75.0	3.0	4.00	0.0
広野町	110.0	3.0	2.73	0.0
楢葉町	93.5	2.0	2.14	0.0
富岡町	157.0	1.0	0.64	2.0
大熊町	141.0	0.0	0.00	3.0
双葉町	86.0	1.0	1.16	1.0
浪江町	194.0	1.0	0.52	3.0
川内村	78.0	1.0	1.28	0.0
相馬方部衛生組合	135.0	1.0	0.74	2.0
合　計	21,998.0	455.5	2.07	86.5

３　独立行政法人等における雇用状況

【第９表　県内の独立行政法人等における雇用状況】（各年6月1日現在）

年度	対象機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数（人）	障害者数（人）	実雇用率(%)
27	4	3,372.0	73.0	2.16
28	4	3,457.0	87.5	2.53
29	4	3,645.5	90.0	2.47
30	4	3,677.0	98.5	2.68
元	4	3,761.5	91.0	2.42
02	4	3,786.0	91.5	2.42

【第１０表　独立行政法人等の雇用状況】（令和２年6月1日現在）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数（人）	②障害者の数（人）	③実雇用率(%)	④不足数（人）
独立行政法人 家畜改良センター	895.5	29.5	3.29	0.0
国立大学法人 福島大学	439.0	12.0	2.73	0.0
公立大学法人 福島県立医科大学	2,295.5	47.0	2.05	10.0
公立大学法人 会津大学	156.0	3.0	1.92	0.0
合　　計	3,786.0	91.5	2.42	10.0

（注）1　常用雇用重度身体・知的障害者はダブルカウント、短時間労働の身体・知的・精神障害者は0.5カウントとしている。

2　対象機関は平成24年まで48人以上、平成25年から平成29年度は43.5人以上、平成30年度より40.0人以上規模となっている。

3　平成30年度より精神障害者である短時間労働者であって、「雇入れから3年以内の方」又は「精神障害者保健福祉手帳取得から 3年以内の方」かつ「令和5年3月31日までに雇入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方」は、雇用率算定の際に対象者1人につき本来0.5カウントとしているところを、1.0カウントとして算定している。

◎　法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年３月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○　民間企業　……
- 一般の民間企業　……　２．２％
  （45.5人以上規模の企業）
- 特殊法人等　……　２．５％
  - 労働者数40.0人以上規模の特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等

○　国、地方公共団体　……　２．５％
（40.0人以上規模の機関）

○　都道府県等の教育委員会　……　２．４％
（42.0人以上規模の機関）

※（　）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって１人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※　特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※　重度身体障害者又は重度知的障害者については、その１人の雇用をもって、２人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※　重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（１週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、１人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※　ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

①　通報年の３年前の年に属する６月２日以降に採用された者であること

②　通報年の３年前の年に属する６月２日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること